

# I 園芸施設共済事務取扱要領

## I 園芸施設共済事務取扱要領

改正	昭和55年	4月 1日	55農経B第	952号
改正	昭和56年	3月25日	56農経B第	872号
改正	昭和58年	3月31日	58農経B第	647号
改正	昭和61年	3月31日	61農経B第1116号	
改正	昭和62年	3月31日	62農経B第	882号
改正	平成元年	3月29日	元農経B第	552号
改正	平成4年	3月30日	4農経B第	804号
改正	平成6年	2月 8日	6農経B第	289号
改正	平成9年	11月12日	9農経B第3156号	
改正	平成12年	3月31日	12農経B第1232号	
改正	平成13年	1月 5日	12農経A第1774号	
改正	平成14年	4月 1日	13経営	第7064号
改正	平成16年	3月18日	15経営	第6825号
改正	平成20年	3月 7日	19経営	第7103号
改正	平成20年	12月 3日	20経営	第4876号
改正	平成22年	2月 9日	21経営	第5897号
改正	平成22年	3月30日	21経営	第7185号

〔昭和54年3月30日〕  
54農経B第871号  
農林水産省経済局長通知  
知 事 宛

## 目 次

第1章 通 則 .....	
第1節 目 的 .....	
第2節 共済目的 .....	
第3節 加入資格者 .....	
第4節 共済関係の成立 .....	
第5節 共済責任期間 .....	
第6節 共済事故 .....	
第7節 支払責任のない損害 .....	
第8節 共済金額 .....	
第9節 共済掛金 .....	
第10節 共済掛金等の分割支払 .....	
第11節 共 済 金 .....	
第12節 共済金支払の免責 .....	
第13節 異動通知 .....	
第14節 共済目的の譲受けによる権利・義務の承継 .....	
第15節 損害防止 .....	
第16節 管理施設の取扱い .....	
第17節 責任準備金 .....	

第18節	損害評価会	.....
第19節	損害評価員	.....
<b>第2章</b>	<b>引受け</b>	.....
第1節	組合等の引受け	.....
第2節	連合会の引受け	.....
<b>第3章</b>	<b>損害評価</b>	.....
第1節	損害通知	.....
第2節	組合等の行う損害評価	.....
第3節	連合会の行う損害評価	.....
<b>第4章</b>	<b>請求及び支払の手続き</b>	.....
第1節	特定組合以外の組合等の行う請求及び支払の手続き	.....
第2節	連合会の行う請求及び支払の手続き	.....
第3節	特定組合の行う請求及び支払の手続	.....
<b>第5章</b>	<b>都道府県への報告</b>	.....
<b>第6章</b>	<b>市町村移譲</b>	.....
第1節	未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法	.....
第2節	移譲を受けた市町村の引受事務	.....
	<b>書類様式目録</b>	.....
	<b>別表</b>	.....

# 第1章 通 則

## 第1節 目 的

この要領は、農業災害補償法（以下「法」という。）、農業災害補償法施行令、農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）、園芸施設共済共済価額設定準則、園芸施設共済損害認定準則等に準拠して定めたものであり、園芸施設共済事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

## 第2節 共済目的

1 園芸施設共済の共済目的は特定園芸施設である。ただし、共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）にその旨を定めたときは、附帯施設及び施設内農作物についても特定園芸施設に併せて共済目的とすることができる。

2 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうち（1）及び（2）（それらに附属する設備（天窗、側窓、出入口の扉等）を含む。）をいう。

（1）温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設

その全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室

（2）気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

ア 雨よけ施設

プラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設で主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されているもの

イ ネットハウス

プラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設でその全体又は主として屋根面のみが寒冷紗、ネット等の通気性を有する被覆材により被覆されているもの（ア及びイを以下「雨よけ施設等」という。）

ウ 多目的ネットハウス

プラスチックハウスに類する構造の施設で骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼線により接続されており、その全体が防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット（以下「多目的ネット」という。）等の通気性を有する被覆材により被覆されているもの（施設内で平棚栽培をするための支持わく（骨格の主要部分と接続されている場合に限る。）を含む。）

ただし、次に掲げる施設園芸用施設については特定園芸施設から除くこととする。

（1）被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（フレーム（育苗温床）、トンネル等）

（2）設置面積1アール当たりの再建築価額が3万円未満の施設園芸用施設

（3）気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設のうち雨よけ施設等及び多目的ネットハウス以外の施設（果樹園に支持わくを設けこれに一時的にプラスチックフィルム等を張って被覆栽培するもの（棚上被覆）、傘状のもの（アンブレラ）等）

3 附帯施設とは、次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供されるものをいう。ただし、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当

の確実さをもって見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われないおそれがある施設園芸用施設を除く。

- (1) 温湿度調節施設（暖房施設、冷房施設、カーテン装置等）
- (2) かん水施設
- (3) 排水施設
- (4) 換気施設
- (5) 炭酸ガス発生施設
- (6) 照明施設
- (7) しゃ光施設
- (8) 自動制御施設
- (9) 発電施設
- (10) 病虫害等防除施設（土壌消毒施設を含む。）
- (11) 肥料調製散布施設
- (12) 養液栽培施設
- (13) 運搬施設（特定園芸施設に固定された運搬施設に限る。）
- (14) 栽培棚（ベンチ）
- (15) 支持物（施設内で平棚栽培するための支持わく（骨格の主要部分と接続されている場合に限る。）を除く。）

なお、附帯施設を共済目的とすることができる旨を共済規程等で定める場合には、(1) から (15) までに掲げる施設を適宜選択し又は具体的名称を使用して定めることができるものとする。

- 4 施設内農作物とは、特定園芸施設を用いて栽培される農作物をいう。ただし、法第3章の規定による農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物並びに育苗中の農作物は除く。

### 第3節 加入資格者

- 1 園芸施設共済への加入資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、農業共済組合にあっては組合員、共済事業を行う市町村にあっては園芸施設共済資格者である。
- 2 園芸施設共済に関する組合員資格で農業共済組合の組合員となることができる者は、当該農業共済組合の区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（ガラス室の設置面積にあっては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が2アールを下らず5アールを超えない範囲内で当該農業共済組合が定款で定める面積以上であるものである。
- 3 園芸施設共済資格者とは、共済事業を行う当該市町村の共済事業実施区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が2アールを下らず5アールを超えない範囲内で当該市町村が条例で定める面積以上であるものである。

## 第4節 共済関係の成立

- 1 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、加入資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）の園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。この場合において、連棟式の特定園芸施設については、全体を1棟として扱うものとする。ただし、当該連棟式の特定園芸施設が特定園芸施設の区分（第9節の3の特定園芸施設の区分をいう。）の異なる施設によって構成されている場合には、当該区分が同一の連棟ごとに1棟として扱うものとする。
- 2 1により加入の申込みをした者（以下「加入申込者」という。）が特定園芸施設の所有者であるときは、組合等は、その者が所有する特定園芸施設であって施設内農作物の栽培の用に供しているもの又は施設内農作物の栽培の用に供しようとするもののすべて（次に掲げる事由に該当するものを除く。）について申込みをしている場合でなければ、加入の申込みを承諾することができない。

この場合の所有する特定園芸施設とは、加入の申込みの際現に所有している特定園芸施設及び当初成立した共済関係に係る共済責任期間のうち最も長い共済責任期間中に所有することとなる特定園芸施設（補助事業又は施設園芸用施設会社により建築され、期間を限定して損害保険等への加入が義務付けられているもの又は補償付きのものを除外することができる。）をいうものとする。

  - (1) 園芸施設共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
  - (2) 損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
  - (3) 通常の管理が行われず又は行われぬ恐れがあること。
  - (4) 既に園芸施設共済に付されていること。
- 3 共済規程等において附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができることとしたときは、加入申込者の選択により、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とするものとする。この場合において、組合等は、加入申込者が加入申込みに係る特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供される附帯施設で加入申込者が所有し若しくは管理するもの又は加入申込みに係る特定園芸施設を用いて栽培される農作物で加入申込者が栽培し若しくは栽培しようとしているものの一部につき共済目的としようとするときは、加入の申込みを承諾してはならないものとする。
- 4 施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について加入申込者が法第84条第1項第7号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出（以下「事故除外の申出」という。）をしようとするときは、次の各号の一に掲げる基準に適合するときに限り、当該申出をすることができるものとする。

なお、この申出は、1の申込みと同時にするものとする。

  - (1) 事故除外の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アールを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸（法第84条第1項第7号の施設園芸をいう。以下同じ。）の業務を営んだ経験を有すること。
  - (2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。
- 5 4の場合において、組合等は、加入申込者が加入申込みに係る特定園芸施設を用いて栽培される農作物で加入申込者が栽培し若しくは栽培しようとしているものの一部につき事故除外の申出をしようとするときは、加入の申込みを承諾してはならないものとする。

- 6 共済規程等において規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用（特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に要する費用をいう。以下同じ。）に係る損害の額を定めたときは、加入申込者の選択により特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を共済金の支払対象とする旨の申出（以下「特定園芸施設撤去費用の申出」という。）をすることができるものとする。

なお、この申出は、1の申込みと同時にするものとする。
- 7 6の場合において、組合等は、加入申込者が当該加入申込みに係る特定園芸施設のうち特定園芸施設撤去費用に係る単位当たり撤去費用が定められたものの一部につき申出をしようとするときは、加入の申込みを承諾してはならないものとする。
- 8 加入の申込みに係る特定園芸施設が、加入申込者が管理する特定園芸施設である場合であって、当該特定園芸施設が2の（1）から（4）までの事由に該当する場合又は当該加入申込者が当該特定園芸施設について現状回復義務を負っていない場合は、当該特定園芸施設については、加入の申込みを承諾してはならないものとする。
- 9 特定園芸施設又は附帯施設が生計を異にする2人以上の農業者により所有し又は管理されている場合において、当該農業者のうちの一部の者が園芸施設共済に加入せず又は当該附帯施設を共済目的としないときは、当該特定園芸施設又は当該附帯施設については、加入の申込みを承諾してはならないものとする。
- 10 組合等は、加入申込者から、当該加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に共済掛金の払込みをさせるものとし、当該払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

## 第5節 共済責任期間

- 1 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の払込み（共済規程等に定めるところにより共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込み）を受けた日の翌日から開始する。ただし、共済規程等の定めるところにより、共済責任期間の始期を統一する場合にあつては共済規程等で定める日からとし、継続加入の場合において従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたとき及び雨よけ施設等としての被覆期間と雨よけ施設等以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了する日の10日前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは当該共済責任期間の終了する日の翌日からとする。なお、前節の10により取り扱う場合の共済責任期間は、再評価した後に加入申込みの承諾をした日の翌日から開始する。
- 2 園芸施設共済の共済責任期間は、1年間とする。なお、雨よけ施設等としての被覆期間と雨よけ施設等以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済にあつては、原則としてそれぞれの被覆期間について独立した共済責任期間として扱うものとする。ただし、次に掲げる場合には、共済規程等の定めるところにより、共済責任期間を4月以上1年未満（（1）又は（4）の場合にあつては、1年未満）とすることができる。
  - （1）共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
  - （2）当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

- (3) 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆していない期間中は、施設園芸の用に供しない場合
  - (4) 当該特定園芸施設について雨よけ施設等としての被覆期間と雨よけ施設等以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その合計した期間が4月以上である場合  
なお、共済規程等において「4月」を「2月」と定めた場合は、この節において4月を2月とする。
- 3 1の共済掛金の払込みを受けた日とは、組合等が共済掛金の領収書を発行した日又は組合員等が組合等の指定する金融機関に共済掛金の払込みをした日とする。

## 第6節 共済事故

園芸施設共済の共済事故は次のとおりである。ただし、事故除外の申出に係る園芸施設共済（以下「事故除外方式」という。）の共済関係においては、次の各号のうち（6）を共済事故としないものとする。

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 病虫害
- (7) 鳥獣害

## 第7節 支払責任のない損害

園芸施設共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合等は、共済金を支払わないこととする。

- (1) 変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害（自然の消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る。）
- (3) 組合員等又はその者の法定代理人（組合員等が法人であるときは、法人の業務を執行する役員を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員等が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。）
- (4) 組合員等と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）
- (5) 組合員等（組合員等が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規定に違反することによって生じた損害

## 第8節 共済金額

- 1 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等（法第99条第1項第8号の特定園芸施設等をいう。以下同じ。）ごとに、園芸施設共済共済価額設定準則に従い算定した共済価額に100分の40から

- 1 0 0分の6 0の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず共済価額の1 0 0分の8 0を超えない範囲内において園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員等が申し出た金額とする。この場合において、共済金額は千円単位に定めるものとする。
- 2 園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる共済金額は、「共済価額に次の割合を乗じて得た金額とする」として3～5段階の付保割合（共済価額に対する共済金額の割合をいう。以下同じ。）を設けて表示するものとする。
- 3 園芸施設共済の共済金額は、共済事故によって生じた損害について共済金が支払われた場合でも、同一共済責任期間中は減額しないものとする。

## 第9節 共済掛金

- 1 園芸施設共済の共済掛金は、特定・附帯施設共済金額相当額（特定園芸施設の共済価額（園芸施設共済共済価額設定準則第1項第1号の金額をいう。）に付保割合を乗じて得た金額と附帯施設の共済価額（園芸施設共済共済価額設定準則第1項第2号の金額をいう。）に付保割合を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものを乗じて得た金額と施設内農作物共済金額相当額（施設内農作物の共済価額（園芸施設共済共済価額設定準則第1項第3号の金額をいう。）に付保割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に共済掛金率の施設内農作物に係るものを乗じて得た金額の合計額とする。
- 2 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、1の金額に特定園芸施設撤去費用共済金額相当額（特定園芸施設撤去費用に係る共済価額（園芸施設共済共済価額設定準則第2項の金額をいう。）に付保割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に共済掛金率の特定園芸施設撤去費用に係るものを乗じて得た金額を加えた額とする。
- 3 共済掛金率は、次表の特定園芸施設の区分（以下「施設区分」という。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。以下同じ。）ごと及び法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣の定める地域（以下「農林水産大臣の定める地域」という。）ごとに定められている園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める率である。

また、法第120条の23第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合等にあつては、その危険段階別の共済掛金率は、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める率である。

なお、共済掛金率を適用するに当たって、次表により区分し難い特定園芸施設があるときは、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）又は特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）は、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

コード番号	特定園芸施設の区分	区 分 の 標 準
10	ガラス室Ⅰ類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
20	ガラス室Ⅱ類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
30	プラスチックハウスⅠ類 (木竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
40	プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
50	プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲(鉄骨中・軟)及びプラスチックハウスⅣ類乙(鉄骨中・硬)以外のもの
61	プラスチックハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 $1.31\text{cm}^3$ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙(鉄骨中・硬)及びプラスチックハウスⅤ類(鉄骨上)以外のもの
62	プラスチックハウスⅣ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム(耐風速 $50\text{m/s}$ (ただし、過去の最大瞬間風速が $50\text{m/s}$ 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。))以上又は耐雪荷重 $50\text{kg/m}^2$ 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。)が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 $1.31\text{cm}^3$ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類(鉄骨上)以外のもの
70	プラスチックハウスⅤ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム(ビス止めされた硬質フィルムに限る。)により造られている施設のうち、耐風速 $50\text{m/s}$ (ただし、過去の最大瞬間風速が $50\text{m/s}$ 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重 $50\text{kg/m}^2$ 以上の強度を有するもの
80	プラスチックハウスⅥ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材(寒冷紗、ネット等)により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
90	プラスチックハウスⅦ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分(隅柱、周囲柱及び中つり柱)が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

4 共済責任期間を1年未満とした場合の共済掛金は次式により算出される金額とする。

特定・附帯施設共済金額相当額×共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るもの×短期係数+施設内農作物共済金額相当額×共済掛金率の施設内農作物に係るもの×短期係数

なお、共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、上記により算出される金額に次式により算出される金額を加算した金額とする。

特定園芸施設撤去費用共済金額相当額×共済掛金率の特定園芸施設撤去費用に係るもの×短期係数

$$\text{短期係数} = \frac{\text{共済責任期間（月数）}}{12}$$

(注1) 共済責任期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

(注2) 短期係数を適用するに当たって、共済事故の発生に季節的な偏りが認められるときは、連合会又は特定組合は、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

(注3) 農業災害補償法第120条の23第3項の規定により、危険段階別の共済掛金率（共済責任期間を危険の程度を区分する要因として定める危険段階の別に係るものに限る。）を定めている場合にあつては、短期係数を1とする。

#### 5 共済掛金の国庫負担

国は、組合員等が支払うべき共済掛金のうち次に掲げる金額を負担する。

(1) 組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額が8千万円を超えない場合は、ア又はイにより算出した金額

ア 共済関係ごとに特定・附帯施設共済金額相当額に園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものを乗じて得た金額と施設内農作物共済金額相当額に園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものを乗じて得た金額を当該組合員等について合計した金額の2分の1に相当する金額

イ 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、アにかかわらず、特定・附帯施設共済金額相当額に園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものを乗じて得た金額と施設内農作物共済金額相当額に園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものを乗じて得た金額に特定園芸施設撤去費用共済金額相当額に園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設撤去費用に係るものを乗じて得た金額を加算して得た金額の2分の1に相当する金額

(2) 組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額が8千万円を超える場合は、これらの共済関係に係る共済金額を当該共済関係に係る共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任期間の開始する時が同じである共済関係があるときは、当該共済関係に係る園芸施設基準共済掛金率が高い順）に選択して順次加算した場合の8千万円までの部分について、ア又はイにより算出した金額

ア 特定・附帯施設共済金額相当額又は特定・附帯施設共済金額相当額の部分にそれぞれ園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものを乗じて得た金額と施設内農作物共済金額相当額又は施設内農作物共済金額相当額の部分にそれぞれ園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものを乗じて得た金額を当該組合員等について合計した金額の2分の1に相当する金額

イ 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、アにかかわらず、特定・附帯施設共済金額相当額又は特定・附帯施設共済金額相当額の部分にそれぞれ園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものに乗じて得た金額と施設内農作物共済金額相当額又は施設内農作物共済金額相当額の部分にそれぞれ園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものに乗じて得た金額を当該組合員等について合計した金額に特定園芸施設撤去費用共済金額相当額又は特定園芸施設撤去費用共済金額の部分にそれぞれ園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設撤去費用に係るものに乗じて得た金額を加算して得た金額の2分の1に相当する金額

なお、これら施設ごとの共済関係に係る共済金額を順次加算し、その加算金額が最初に8千万円を超えることとなる施設ごとの共済関係については、当該共済関係に係る園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものと園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものとを比較して、高い方に係る共済金額相当額を先に加算するものとする。

ただし、共済責任期間が1年未満である共済関係については、(1)及び(2)中「共済金額」とあるのは「共済金額×短期係数」と、「特定・附帯施設共済金額相当額」とあるのは「特定・附帯施設共済金額相当額×短期係数」と、「施設内農作物共済金額相当額」とあるのは「施設内農作物共済金額相当額×短期係数」と、「特定園芸施設撤去費用共済金額相当額」とあるのは「特定園芸施設撤去費用共済金額相当額×短期係数」として計算する。

(3) (1)及び(2)の組合員等ごとの国庫負担額の実務上の算定方法は、ア及びイにより行うこととする。

ア 共済関係ごとに特定・附帯施設共済金額相当額((2)の場合にあっては、8千万円までの部分の特定・附帯施設共済金額相当額又は特定・附帯施設共済金額相当額の部分)に園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設及び附帯施設に係るものに乗じて得た金額の2分の1に相当する金額と施設内農作物共済金額相当額((2)の場合にあっては、8千万円までの部分の施設内農作物共済金額相当額又は施設内農作物共済金額相当額の部分)に園芸施設基準共済掛金率の施設内農作物に係るものに乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を当該組合員等について合計して算出する。

イ 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、アの金額に特定園芸施設撤去費用共済金額相当額((2)の場合にあっては、8千万円までの部分の特定園芸施設撤去費用共済金額相当額又は特定園芸施設撤去費用共済金額相当額の部分)に園芸施設基準共済掛金率の特定園芸施設撤去費用に係るものに乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を加算する。

## 第10節 共済掛金等の分割支払

### 1 共済掛金の分割支払

(1) 組合等は、共済規程等の定めるところにより、次に掲げる要件のすべてが備わっている園芸施設共済に係る共済関係については、共済掛金の分割支払を認めることができる。

ア その共済責任期間が1年間である共済関係に係るものであること。

イ 第2回目の払込みにつき確実な担保を供し又は保証人を立てかつ組合等の定める書類を添付していること。

(2) 分割支払の方法は次によるものとする。

ア 分割支払の回数は2回とする。

イ 第1回目の払込額は共済掛金のうち組合員等の負担に係る金額(以下「組合員等負担共済掛金」という。)の2分の1に相当する金額とする。

ウ 第2回目の払込期限は、第1回目の払込期限の日から起算して6月を経過した日とする。

## 2 保険料の分割支払

連合会は、組合等が組合員等から共済掛金を分割して徴収しているときは、共済掛金の分割支払の方法に準じ保険規程で定めるところにより、保険料の分割支払を認めることができる。

## 3 延滞金の徴収

組合等又は連合会は、組合員等又は組合等が組合員等負担共済掛金又は保険料を滞納したときは、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

# 第11節 共済金

1 組合等は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって組合員等が被る損害の額が3万円(共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額)を超える場合にそのつど共済金を支払うものとし、共済金の支払額は、次式により算出される金額とする。ただし、共済金支払の免責による免責額がある場合の支払額は、次式により算出される金額から当該免責額を差し引いて得た額とする。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等})$$

$$\text{被害額} = \text{特定園芸施設の価額} \times \text{損害割合} + \text{附帯施設の価額} \times \text{損害割合} \\ + \text{施設内農作物の価額} \times \text{損害割合}$$

(注) 残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。賠償金とは、損害をてん補するものとして提供された金銭等の額(例えば損害賠償金)をいい、他人の同情的な心を現す手段として提供された金銭の額(例えば見舞金)は含まないものとする。

2 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、1の損害額に次式により算出される損害額を加算した額を損害額として1の算式により共済金を算出する。

ただし、当該特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えるとき又は当該特定園芸施設の損害割合(プラスチックハウスの場合、被覆材を除いた損害割合とする。以下この節において同じ。)が50%(ガラス室にあつては35%)を越えるときのいずれかに該当する場合に限る。

$$\text{損害額} = \text{当該特定園芸施設の単位当たり撤去費用} \times \text{当該特定園芸施設の設置面積} \times \text{当該特定園芸施設の損害割合}$$

# 第12節 共済金支払の免責

1 組合等は、共済規程等の定めるところにより、次の場合には、共済金の全部又は一部((7)の場

合にあっては共済金の全部)につき支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 組合員等が損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員等が組合等への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員等が組合等への損害発生の通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽装若しくは変造する等により不実の通知をしたとき。
- (5) 組合員等が、加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (6) 組合員等が次節の規定による通知（同節の（7）についての通知を除く。）を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 組合員等が正当な理由がないのに第2回目の共済掛金の払込みを遅滞したとき。

2 1により免責をする場合の取扱いは次によるものとする。

- (1) 法令共済規程等の規定に基づき免責をする場合には、その実情を十分調査して、一方的な決定をしないこと。
- (2) 免責及び免責額は理事過半数の同意によって決定すること。
- (3) 免責した場合には、保険金（再保険金）請求書に免責額を決定した経過及びその理由を具体的に記入した理事過半数の同意書を添付すること。
- (4) 共済事業を行う市町村にあっては、（2）及び（3）については市町村長の決定により市町村長の「認定書」を添付すること。
- (5) 1の（7）に該当する場合には、（3）又は（4）の同意書又は認定書を添付する必要はない。

### 第13節 異動通知

組合等は、共済関係の成立後共済目的に次の異動が生じた場合には共済規程等の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

- (1) 共済目的の譲渡
- (2) 共済目的の移転、解体、増築、改築、構造又は材質の変更
- (3) 共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失
- (4) 共済目的を他の保険又は共済に付したこと。
- (5) 施設内農作物の種類又は栽培期間の変更
- (6) 施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（は種されたものが80パーセント以上発芽した状態をいう。）又は移植
- (7) 危険が著しく増加する事由

## 第14節 共済目的の譲受けによる権利・義務の承継

- 1 共済目的の譲受人は、共済規程等の定めるところにより、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。
- 2 組合等は、承諾を受けようとする譲受人から当該譲受けの日から2週間以内にその者の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）、特定園芸施設の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、承諾の申請をさせるものとする。
- 3 組合等は、譲受人から2の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 4 譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が当該組合等の属する県の区域外にある場合には、承諾を拒むものとする。
- 5 権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生ずるものとする。
- 6 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には1から5までに準ずるものとする。

## 第15節 損害防止

共済目的について通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であるが、組合等及び連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

### 1 予防措置

#### (1) 通常すべき管理の基準の設定とその普及指導

防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び連合会は、必要に応じ、「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

#### (2) 気象通報と損害防止

組合等及び連合会は、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに必要な防災措置を講ずるものとする。

#### (3) 病虫害発生予察の実行と予防

施設内農作物を共済目的とすることができることとしている組合等及びその所属する連合会は、病虫害発生予察期間その他関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

### 2 善後処置

組合等及び連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

## 第16節 管理施設の取扱い

- 1 他人の所有する特定園芸施設を管理する者からその管理する特定園芸施設（以下「管理施設」という。）について園芸施設共済の申込みがあった場合には、その旨及び所有者の住所氏名を加入申込書に記載させるものとする。

- 2 管理施設に損害が生じ、加入者に共済金を支払おうとするときは、その管理施設の所有者に対し、加入者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。
- 3 管理施設に損害が生じた場合であって、その管理施設の所有者が組合等に対し直接共済金の支払を請求したときは、加入者に対し所有者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。

## 第17節 責任準備金

責任準備金の積立額は、規則第21条で規定されており、「農業共済団体等の経理処理要領」によって行うこととされているが、具体的な算出については、次の方法により行うものとする。

- 1 責任準備金は1棟ごとに次式により算出するものとし、その算出された額の合計額とする。

$$\text{手持共済掛金又は手持保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{当該共済責任期間月数}}$$

- 2 未経過月数については当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとしてこれを計算する。
- 3 加入月別及び共済責任期間別の未経過月数は次のとおりとなる。

加入月 \ 共済責任期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
4月												1
5月											1	2
6月										1	2	3
7月									1	2	3	4
8月								1	2	3	4	5
9月							1	2	3	4	5	6
10月						1	2	3	4	5	6	7
11月					1	2	3	4	5	6	7	8
12月				1	2	3	4	5	6	7	8	9
1月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

## 第18節 損害評価会

組合等及び連合会の損害評価会は、損害額の認定及び損害防止について調査審議する。

- (1) 損害評価会が調査審議する事項は、次のとおりとする。

- ア 損害が共済事故によって生じたものであることの確認等共済事故の認定に関する事項
- イ 共済目的の価額の評価及び損害額の認定に関する事項
- ウ その他園芸施設共済の損害評価及び損害防止に関する事項

- エ 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、特定園芸施設撤去費用に係る費用の評価及び損害額の認定に関する事項
- (2) 損害評価会に園芸施設共済部会を置く場合には、次によるものとする。
- ア 組合等（特定組合を除く。）の損害評価会に園芸施設共済部会を置く場合の園芸施設共済部会の委員の数はおおむね3名とし、次に掲げる者の中から選任するものとする。ただし、委員のうち1名は組合等の職員とする。
- (ア) 園芸施設共済に加入している組合員等
- (イ) 市町村の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- (ウ) 施設園芸関係団体等の役職員
- (エ) その他学識経験者
- イ 連合会の損害評価会に園芸施設共済部会を置く場合の園芸施設共済部会の委員の数は3名以上9名以下とし、次に掲げる者の中から選任するものとする。ただし、委員のうち1名は連合会の職員とする。
- (ア) 園芸施設共済を実施する組合等の役職員
- (イ) 都道府県又は試験研究機関の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- (ウ) 施設園芸関係団体等の役職員
- (エ) その他学識経験者
- ウ 特定組合の損害評価会に園芸施設共済部会を置く場合の園芸施設共済部会の委員の数は3名以上9名以下とし、次に掲げる者の中から選任するものとする。ただし、委員のうち1名は特定組合の職員とする。
- (ア) 園芸施設共済に加入している組合員
- (イ) 市町村、都道府県又は試験研究機関の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- (ウ) 施設園芸関係団体等の役職員
- (エ) その他学識経験者

## 第19節 損害評価員

- 1 組合等及び連合会は、引受け及び損害評価を適正円滑に行うため、損害評価員を事業規模に応じておおむね3名以上置くものとする。
- 2 損害評価員は、公正な評価を行うことができる立場にある者であって特定園芸施設及び附帯施設の価額の評価並びにこれらについての損害評価、施設内農作物の栽培事情等に通じている者のうちから、組合等又は連合会の長が任免するものとする。
- 3 損害評価員は、組合等又は連合会の長の命を受けて引受時における特定園芸施設及び附帯施設の価額の評価並びに損害発生時における損害評価を行うとともに損害防止等について加入者の指導に当たるものとする。
- 4 損害評価員は、それぞれ、損害評価結果を取りまとめ、合議の上、その結果を組合等又は連合会の長に報告するものとする。

## 第2章 引受け

### 第1節 組合等の引受け

#### 1 園芸施設共済の加入申込み

組合等は、園芸施設共済の加入申込みをしようとする者に加入申込書（様式例第1号又は同第3号）を提出させるものとする。

#### 2 引受審査

（1）組合等は、加入申込書が提出されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

ア 加入申込書の記載事項について適正に記入されているか。

イ 当該申込みに係る特定園芸施設が、第1章第4節の2の（1）から（4）までに掲げる事由に該当しないか。

ウ 加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設のすべてについて加入申込みをしているか。

エ 加入申込者が附帯施設又は施設内農作物を共済目的としようとしているときは、その者が所有し若しくは管理する附帯施設のすべて又はその者が栽培し若しくは栽培しようとしている施設内農作物のすべてについて加入申込みをしているか。

オ 加入申込者が事故除外の申出をしているときは、その者の施設園芸の業務の規模及び経験年数が第1章第4節の4の（1）の基準に適合しているか又はその者が病虫害による損害の防止を行うため土壌消毒、薬剤散布等に使用される防除機具を適期に使用できること等必要な防除施設が整備され、かつ、防除体制等からみて損害の防止を適正に行う見込みがあり、同（2）の基準に適合しているか。

カ 加入申込者が事故除外の申出をしているときは、その者が栽培し若しくは栽培しようとしている施設内農作物のすべてについて事故除外の申出をしているか。

キ 当該申込みに係る特定園芸施設が、当該加入申込者が管理する特定園芸施設であるときは、当該加入申込者が当該特定園芸施設について現状回復義務を負っているか。

ク 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、加入申込者が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、その者が当該加入申込みに係る特定園芸施設のうち特定園芸施設撤去費用に係る単位当たり撤去費用が定められたもののすべてについて申出をしているか。

（2）組合等は、（1）の審査の結果、不備があるときは、その加入申込書を提出した者に対して、事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせるものとし、加入申込みを承諾しない場合には、その旨を加入申込者に通知するものとする。

#### 3 引受評価

（1）共済金額の決定

ア 共済金額の決定

組合等は、引受審査を終えたときは、特定園芸施設等ごとに、引受評価書（様式例第2号又は同第3号）を作成し、共済価額を決定するとともに、加入申込者の申出に基づき、共済金額（共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、加入申込者が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、特定園芸施設撤去費用共済金額相当額を含む。）

を決定するものとする。この場合において、加入申込者ごとの付保割合は、原則として同一となるようにするものとする。

#### イ 共済価額の算定

共済価額は、特定園芸施設等ごとに、園芸施設共済共済価額設定準則に基づき共済責任期間開始の時ににおける共済目的等の価額として組合等が次により定める金額とする。なお、共済責任期間中の増改築等により特定園芸施設等の価額に増減が生じた場合でも、原則として同一共済責任期間中は共済価額の変更をしないものとする。

- (ア) 特定園芸施設のみを共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額
- (イ) 特定園芸施設に併せて附帯施設を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該附帯施設の価額を加算した額
- (ウ) 特定園芸施設に併せて施設内農作物を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該施設内農作物の価額を加算した額
- (エ) 特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該附帯施設の価額及び当該施設内農作物の価額を加算した額
- (オ) 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、加入申込者が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、上記（ア）から（エ）の額に、それぞれ特定園芸施設撤去費用に係る費用を加算した額

#### ウ 価額の設定

特定園芸施設の価額、附帯施設の価額、施設内農作物の価額及び特定園芸施設撤去費用に係る費用は、別に定める「園芸施設共済評価要領」（以下「評価要領」という。）により算定するものとする。

### (2) 施設内農作物の標準生育日数及び標準収穫日数の決定

#### ア 標準生育日数及び標準収穫日数の決定

組合等は、加入申込者が特定園芸施設に併せて施設内農作物を共済目的とした場合にあつては、あらかじめにより作成した標準生育日数及び標準収穫日数の基準をもとに、加入申込者が申告した栽培計画を勘案して当該加入申込みに係る施設内農作物の標準生育日数（通常の肥培管理をした場合の、活着した時（直播の場合にあつては、第一本葉が出そろった時）から収穫開始直前までの日数をいう。以下同じ。）及び標準収穫日数（通常の肥培管理をした場合の収穫開始から収穫完了までの日数をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

#### イ 標準生育日数及び標準収穫日数の基準の設定

組合等は、都道府県及び連合会の指導のもとに、区域内の施設内農作物の栽培実態に応じて施設内農作物の種類ごとに標準生育日数及び標準収穫日数の基準を定めるものとする。

### 4 加入申込みの承諾及び共済掛金の払込み

- (1) 組合等は、引受評価を終え、引受けの内容を確定したときは、速やかに承諾する旨の通知書（様式例第4号）を加入申込者に送付するものとする。
- (2) 組合等は、(1)による承諾の通知を行う場合には、払い込むべき共済掛金の額、払込期限（当該通知が通常到達すべき日の翌日から起算して1週間以内とする。）及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。
- (3) 2の(2)により加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じなかったときは、組合等は、当該加入申込みの承諾を拒むものとする。

(4) 組合等は、共済関係が成立したときは、遅滞なく、共済関係が成立した者に共済証券（様式例第5号）を交付するものとする。

## 5 その他

(1) 組合等は、加入申込者から4の(1)で確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは加入申込書を訂正しておくものとする。

(2) 組合等は、(1)により加入申込書の訂正を行ったときは、その旨を加入申込者に通知しなければならない。

(3) 組合等は、(1)により訂正された加入申込書に基づいて加入申込者ごとの引受けの内容を再確定するものとする。

## 6 引受けの取りまとめ

(1) 組合等は、組合員等に農家番号を、また、組合員等ごとの引受けに係る特定園芸施設に一連の棟番号を付して事務処理を行うものとする。

(2) 組合等（特定組合を除く。）は、毎月末、その月の引受けの内容を取りまとめた引受通知書（様式第6号）を作成し、別表に掲げる園芸施設共済事業事務処理を行う事務機械化システム（以下「園芸施設共済システム」という。）による引受通知書の項目の電子データを添付して翌月の15日（3月引受分は4月10日）までに連合会に提出するとともに、連合会が定める期日までに保険料を納入するものとする。

(3) 特定組合は、毎月末、その月の引受けの内容を取りまとめた特定組合引受通知書（様式第17号）を作成し、別表に掲げる園芸施設共済システムによる特定組合引受通知書の項目の電子データを添付して翌月の20日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに保険料を納入するものとする。

(4) 組合等は、事業年度終了後、引受台帳（様式例第7号）を作成し整備保存するものとする。

## 第2節 連合会の引受け

1 連合会は、組合等に組合等番号を付して、事務処理を行うものとする。

2 連合会は、組合等から引受通知書の提出があったときは、次の事項を審査検討し、引受けの内容を確定するものとする。この場合において、内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、必要がある場合は現地調査を行って引受けの適正を期するものとする。

(1) 記載もれ、誤記等の有無

(2) 申込みの承諾の適否

(3) 共済金額及び共済価額の設定の適否

(4) 共済責任期間の設定の適否

(5) 共済掛金率適用の適否

3 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、再保険引受通知書（様式第8号）を作成し、別表に掲げる園芸施設共済システムによる再保険引受通知書の項目の電子データを添付して引受けの日の属する月の翌月の末日（3月引受分は4月20日）までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに再保険料を納入するものとする。

## 第3章 損害評価

### 第1節 損害通知

#### 1 組合員等の損害通知

##### (1) 事故発生通知

組合員等は、共済目的につき共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。ただし、施設内農作物を共済目的としている場合にあっては、組合員等は、病虫害の徴候が確認されたときには直ちにその旨を組合等に通知しなければならない。

##### (2) 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を組合等に通知しなければならない。

ア 共済事故の種類

イ 共済事故の発生日

ウ 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地

エ 共済事故によって生じた損害の状況

オ その他被害の状況が明らかとなる事項

#### 2 特定組合以外の組合等の損害通知

##### (1) 事故発生通知

組合等（特定組合を除く。以下第3章第1節2において同じ。）は、組合員等から事故発生通知があったときは、遅滞なく、その旨を連合会に通知しなければならない。

##### (2) 損害通知

組合等は、組合員等から損害通知があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を連合会に通知しなければならない。

ア 共済事故の種類

イ 共済事故の発生日

ウ 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る農家番号、棟番号及び所在地

エ 共済事故の原因及び経過並びに損害の程度

オ 共済金の支払見込額

カ その他保険金の額の決定に必要な事項

#### 3 連合会の損害通知

連合会は、共済事故により再保険金の支払が必要となると認めるときは、遅滞なく2の(2)のオからオまでに掲げる事項及び保険金の支払見込額その他再保険金の額の決定に必要な事項を農林水産省経営局長に通知しなければならない。

#### 4 特定組合の損害通知

特定組合は、共済事故により保険金の支払が必要となると認めるときは、遅滞なく2の(2)のオからオまでに掲げる事項その他保険金の額の決定に必要な事項を農林水産省経営局長に通知しなければならない。

## 第2節 組合等の行う損害評価

1 組合等は、組合員等から損害通知があったときは、その職員又は損害評価員のうちから評価担当者を指名（特定組合にあっては、評価担当者を2名以上指名）し、現地において次に掲げる事項を損害評価野帳（様式例第9号、同第9号の2又は同第9号の3）等により調査させるものとする。この場合において、評価担当者は、損害の状況を明らかにするため、特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等について写真撮影をすることとし、その写真に農家番号及び棟番号を記入し、損害評価書（様式例第10号、同第10号の2、同第11号又は同第11号の2）に添付するものとする。

また、附帯施設の損害額の算定に当たり、販売価額、修理業者等の修理見積額等を使用する場合にあっては、当該販売価額、修理見積額等に関する領収書、見積書等及び特定園芸施設撤去費用に係る損害額の算定に当たっては、当該特定園芸施設撤去費用に関する廃棄物処理業者等の領収書等の証拠書類を損害評価書に添付するものとする。

ア 損害を受けた特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物が園芸施設共済に付されていること。

イ 損害が共済事故によって生じたものであること。

ウ 共済事故の種類

エ 共済事故の発生日

オ 共済事故の原因及び経過

カ 損害防止の処置の状況

キ 特定園芸施設の損害程度等

ク 附帯施設の種類及び損害程度等

ケ 施設内農作物の作物名、栽培面積及び損害程度等

コ 残存物の有無及びその額

サ 賠償金等の有無及びその額

シ 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、組合員等が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあっては、特定園芸施設撤去費用の発生の有無及びその額

2 園芸施設共済の損害額の算定

組合等は、1の調査を終えたときは、損害評価野帳に基づき、特定園芸施設の損害程度割合等を計算し、損害評価書を作成して損害額を算定するものとする。この場合において、園芸施設共済の損害額は、次により算定する金額とする。

(1) 特定園芸施設のみを共済目的とした場合にあっては、当該特定園芸施設の損害額

(2) 特定園芸施設に併せて附帯施設を共済目的とした場合にあっては、当該特定園芸施設の損害額に当該附帯施設の損害額を加算した額

(3) 特定園芸施設に併せて施設内農作物を共済目的とした場合にあっては、当該特定園芸施設の損害額に当該施設内農作物の損害額を加算した額

(4) 特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的とした場合にあっては、当該特定園芸施設の損害額に当該附帯施設の損害額及び当該施設内農作物の損害額を加算した額

(5) 第1章第11節2により特定園芸施設撤去費用に係る共済金を支払うこととなった場合にあっては、上記(1)～(4)の額にそれぞれ特定園芸施設撤去費用の損害額を加算した額

3 特定園芸施設の損害額、附帯施設の損害額、施設内農作物の損害額及び特定園芸施設撤去費用の損

害額は、「評価要領」により算定するものとする。

### 第3節 連合会の行う損害評価

- 1 連合会は、組合等から損害通知があったときは、原則として組合等の行う損害評価と合同して損害評価を行うものとする。
- 2 損害が同時に多数発生したことにより、1による合同の損害評価ができないときは、連合会は、組合等が損害評価を行った共済目的を任意抽出し、これにつき現地調査を行うものとする。この場合において、連合会が現地調査を行う数は、原則として、1組合等当たり、特定園芸施設及び附帯施設については特定園芸施設の区分ごとに3棟以上、施設内農作物については5棟以上とする。
- 3 連合会は、2による抽出調査を行った場合は、組合等の損害評価における損害の取り扱い方又は損害額の決め方等について検討し、不適当な事項がある場合には、その事項を指摘し、当該組合等が損害評価を行ったもののすべてにつき、その指摘に係る連合会の評価した基準に従って組合等に再評価させるものとする。
- 4 連合会は、被害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合（連合会は、あらかじめ、共済目的の損傷程度等、損害評価が容易な場合について、組合等と協議しておくものとする。）は、1による合同の損害評価を省略しても差し支えない。
- 5 連合会は、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。）において被害が僅少な場合は、1による合同の損害評価及び2による抽出調査を省略しても差し支えない。

## 第4章 請求及び支払の手続き

### 第1節 特定組合以外の組合等の行う請求及び支払の手続き

- 1 保険金の請求
  - (1) 組合等（特定組合を除く。以下第4章において同じ。）は、損害の額を決定したときは、支払うべき共済金を算定した後、免責すべき事由がある場合には、検討の上、免責の額を決定する。
  - (2) 組合等は、共済金の支払額を決定したときは、損害評価書に基づき保険金請求書（様式第12号）を作成し、別表に掲げる園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ、特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の写真、附帯施設に係る修理見積書並びに特定園芸施設撤去費用に係る領収書等の関係書類を添付して翌月の25日までに連合会に提出するものとする。

なお、写真及び関係書類の提出については、電磁的方法（法第18条第2項の電磁的方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 2 共済金の支払
  - (1) 組合等は、保険金の支払を受けたときは、速やかに共済金支払通知書（様式例第13号）を作成

して組合員等に通知するとともに、当該組合員等に対して共済金を支払うものとする。

(2) 組合等は、事業年度終了後、支払台帳（様式例第14号）を作成し整備保存するものとする。

## 第2節 連合会の行う請求及び支払の手続き

### 1 保険金請求書の審査

連合会は、組合等から保険金請求書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、疑義のあるものについては組合等に照会し、提出書類の修正を要する場合は組合等に対して訂正又は再提出を求めものとする。

### 2 保険金請求書等の提出

連合会は、1による保険金請求書の審査終了後、保険金請求書の写し、別表に掲げる園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ、農林水産省が指定する特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の写真又は写生図（見取図）、附帯施設に係る修理見積書並びに特定園芸施設撤去費用に係る領収書等の関係書類を翌々月の10日までに農林水産大臣に提出するものとする。

なお、写真及び関係書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

### 3 再保険金の請求

#### (1) 法第137条第6号イの再保険金請求の場合

支払うべき保険金の額が、保険金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額を超える場合にあつては、連合会は、共済事故発生日ごとに、特定園芸施設等ごと再保険金請求書（様式第15号）を作成し、翌々月の10日までに農林水産大臣に提出するものとする。

#### (2) 法第137条第6号ロの再保険金請求の場合

ア 連合会ごと及び事業年度ごとに、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する保険金額として、当該事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済にあつては、保険金額に次表1の、また、当該事業年度の前事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済にあつては、保険金額に次表2の経過した共済責任期間を24で除した割合を乗じて得た金額（以下「経過保険金額」という。）の合計額（以下「経過総保険金額」という。）を算定する。

表1 当該事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済に係る加入月別及び共済責任期間別の経過した共済責任期間

共済責任期間 加入月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
4月	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	23
5月	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	21	21
6月	2	4	6	8	10	12	14	16	18	19	19	19
7月	2	4	6	8	10	12	14	16	17	17	17	17
8月	2	4	6	8	10	12	14	15	15	15	15	15
9月	2	4	6	8	10	12	13	13	13	13	13	13
10月	2	4	6	8	10	11	11	11	11	11	11	11
11月	2	4	6	8	9	9	9	9	9	9	9	9
12月	2	4	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1月	2	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2月	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表2 当該事業年度の前事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済に係る加入月別及び共済責任期間別の経過した共済責任期間

共済責任期間 加入月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	7
8月	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	7	9
9月	0	0	0	0	0	0	1	3	5	7	9	11
10月	0	0	0	0	0	1	3	5	7	9	11	13
11月	0	0	0	0	1	3	5	7	9	11	13	15
12月	0	0	0	1	3	5	7	9	11	13	15	17
1月	0	0	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19
2月	0	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21
3月	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23

イ 連合会ごと及び事業年度ごとに支払うべき保険金の額（その金額が保険金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額を超える場合にあつては、保険金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額）の合計額が、アにより算定した経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額（経過保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「連合会通常標準被害額」という。）の合計額）を超える場合にあつては、連合会は、年間超過損害再保険金請求書（様式第16号）を作成し、当該事業年度の翌事業年度の6月15日までに農林水産大臣に提出するものとする。

#### 4 保険金の支払

- (1) 支払うべき保険金の額が保険金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額以下である場合にあっては、連合会は、保険金の額を確定し、速やかに保険金支払通知書を作成し、組合等に通知するとともに、当該組合等に対して保険金を支払うものとする。
- (2) 連合会は、3の（1）の場合において再保険金の支払を受けたときは、保険金請求書と照合して保険金の額を確定し、速やかに保険金支払通知書を作成して、組合等に通知するとともに当該組合等に対して保険金を支払うものとする。
- (3) 連合会は、組合等から提出のあった保険金請求書及び保険金支払通知書の写しを支払台帳として整備保存するものとする。

### 第3節 特定組合の行う請求及び支払の手続き

#### 1 特定組合共済金支払見込報告書の提出等

- (1) 特定組合は、損害の額を決定したときは、支払うべき共済金を算定した後、免責すべき事由がある場合には、検討の上、免責の額を決定する。
- (2) 特定組合は、共済金の支払額を決定したときは、損害評価書に基づき特定組合共済金支払見込報告書（様式第18号）を作成し、別表に掲げる園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ、農林水産省が指定する特定園芸施設、附属施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の写真、附属施設に係る修理見積書並びに特定園芸施設撤去費用に係る領収書等の関係書類を添付して翌月の末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

なお、写真及び関係書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

#### 2 保険金の請求

##### (1) 法第141条の7第5号イの保険金請求の場合

支払うべき共済金の額が、共済金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額を超える場合にあっては、特定組合は、共済事故発生月ごとに、特定園芸施設等ごと保険金請求書（様式第19号）を作成し、翌月の末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

##### (2) 法第141条の7第5号ロの保険金請求の場合

ア 特定組合ごと及び事業年度ごとに、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する共済金額として、当該事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済にあっては、共済金額に第2節の3の（2）のアの表1の、また、当該事業年度の前事業年度に共済責任期間が開始された園芸施設共済にあっては、共済金額に第2節の3の（2）のアの表2の経過した共済責任期間を24で除した割合を乗じて得た金額（以下「経過共済金額」という。）の合計額（以下「経過総共済金額」という。）を算定する。

イ 特定組合ごと及び事業年度ごとに支払うべき共済金の額（その金額が共済金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額を超える場合にあっては、共済金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額）の合計額が、アにより算定した経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額（経過共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「特定組合通常標準被害額」という。）の合計額）を超える場合にあっては、特定組合は、特定組合年間超過損害保険金請求書（様式第20号）を作成し、当該事業年度の翌事業年度の6月15日までに農林水産大臣に提出するものとする。

### 3 共済金の支払

- (1) 支払うべき共済金の額が共済金額に農林水産大臣の定める率（30%）を乗じて得た金額以下である場合にあっては、特定組合は、共済金の額を確定し、速やかに共済金支払通知書を作成し、組合員に通知するとともに、当該組合員に対して共済金を支払うものとする。
- (2) 特定組合は、2の（1）の場合において保険金の支払を受けたときは、損害評価書と照合して共済金の額を確定し、速やかに共済金支払通知書を作成して組合員に通知するとともに、当該組合員に対して共済金を支払うものとする。
- (3) 特定組合は、事業年度終了後、支払台帳を作成し整備保存するものとする。

## 第5章 都道府県への報告

都道府県が組合等に対し、この通知に定めるもののほか、引受け及び損害評価に関し報告を求めた場合には、組合等は、園芸施設共済システムを稼働し、求められた内容を報告するものとする。

## 第6章 市町村移譲

市町村が共済事業を実施することになった場合において、その公示とともに消滅する園芸施設共済の共済関係に係る未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法並びにその後の事務処理は次によるものとする。

なお、未経過再保険料の取扱いその他の事務処理についても同様とする。

また、市町村が共済事業を廃止して、農業共済組合が行うこととなった場合の取扱いについてもこれに準ずるものとする。

### 第1節 未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法

- 1 農業共済組合が市町村に共済事業を移譲する際、その組合員に払い戻すべき未経過共済掛金の額には国庫負担部分が含まれているが、当該国庫負担部分は移譲の際に国庫に返還され、市町村が新たに行う共済事業に加入した農家については新たに国庫負担することとなるため、払い戻すべき未経過共済掛金及び未経過保険料は、事務取扱上、国庫負担額を含めずに算出することとなる。

その算出方法は次のとおりである。

- (1) 未経過共済掛金

$$(\text{共済掛金} - \text{国庫負担額}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{共済責任期間}}$$

- (2) 未経過保険料

$$(\text{保険料} - \text{国庫負担額}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{共済責任期間}}$$

(注) 未経過月数とは、市町村への共済事業の移譲に係る公示の日から共済責任期間終了の日までの月数をいい、未経過月数又は共済責任期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

2 1により農業共済組合及び連合会は、それぞれ未経過共済掛金及び未経過保険料を払い戻すこととなるが、当該農業共済組合の組合員が公示の前に市町村との間に新たに園芸施設共済の共済関係を結ぶ旨の意志表示をしたときは、次に掲げる方法によることができるものとする。

(1) 組合員は、公示の日までに市町村に対し、公示の日付けをもって園芸施設共済の加入申込みをする旨及び農業共済組合から払戻しを受ける未経過共済掛金を共済掛金に当てる旨の意志表示を行うものとする。

市町村は、公示の日までに当該組合員に対して、公示の日付けをもって諾否を決定する旨の通知を行っておくものとする。

(2) 農業共済組合、組合員及び市町村の三者で公示の日までに契約書（様式例第21号）を作成し、次のような取扱いをするものとする。なお、契約書の日付けは公示の日付けにしておくものとする。

ア 農業共済組合が組合員に対して負っている未経過共済掛金を払い戻す債務を、市町村が引き受ける。

イ 市町村は、当該市町村との間に改めて園芸施設共済の共済関係を成立させることとなる者から、共済掛金の払込みを受ける権利と、アによりその者が市町村に対して有することになる未経過共済掛金の払戻しを受ける権利とを公示の日付けをもって相殺する。

(3) 農業共済組合、連合会及び市町村の三者で、公示の日までに契約書（様式例第22号）を作成し、次のような取扱いをするものとする。

ア 農業共済組合は、連合会に対して有する未経過保険料の払戻しを受ける権利を市町村に譲り渡す。

イ 連合会は、市町村との間に新たに成立する園芸施設共済に係る保険関係についての保険料の払込みを受ける権利と、アにより市町村が連合会に対して有することとなる未経過保険料の払戻しを受ける権利とを公示の日付けをもって相殺する。

## 第2節 移譲を受けた市町村の引受事務

1 共済事業の移譲を受けた市町村（以下「市町村」という。）は、契約書に基づき農業共済組合との共済関係が消滅した園芸施設共済に係る保険関係について、未経過保険料の払戻しを受けるため、保険料還付請求書（様式例第23号）に、当該農業共済組合が作成した園芸施設共済消滅報告書（様式例第24号）を添えて、連合会に提出するものとする。

2 市町村は、公示の日をもって、当該農業共済組合との間に園芸施設共済の共済関係が成立していた組合員から、公示の日までになされた園芸施設共済の加入申込みについて引受けを行う。その引受けに係る引受通知書は、他の新たに園芸施設共済に加入したものの引受通知書とは別葉として保険料還付請求書及び園芸施設共済消滅報告書とともに連合会に提出する。

3 連合会は、園芸施設共済消滅報告書及び引受通知書により、市町村が納入すべき差額保険料がある場合には、納入させるための手続きを行う。

4 連合会は、市町村からの保険料還付請求に基づいて、再保険料還付請求書（様式例第25号）及び園芸施設共済消滅集計報告書を作成して農林水産省に提出する。

5 連合会は、2の引受通知書に基づき、再保険引受通知書を市町村ごとに別葉に取りまとめ、再保険料還付請求書及び園芸施設共済消滅集計報告書とともに農林水産省に提出する。

6 農林水産省は、園芸施設共済消滅集計報告書と再保険引受通知書により、連合会が納入すべき差額

再保険料がある場合には、納入手続きを行う。

- 7 市町村ごとの納入再保険料の額が還付再保険料請求の額に満たない場合は、再保険料還付請求の額に達するまで、当該市町村ごとの再保険引受通知書を別葉として提出する。